

群馬県手話・要約筆記 講習会開催事業補助金

県では、聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供及び聴覚障害者が働きやすい環境の整備を支援するため、聴覚障害者及び手話・要約筆記に対する理解を広めるために開催する手話講習会又は要約筆記講習会に係る経費の補助制度を設けましたので、御活用ください。

補助対象団体

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者、手話又は要約筆記を学習する町内会、PTA等のグループ

補助対象経費

手話講習会又は要約筆記講習会の開催に要する報償費及び旅費

補助上限額

講習会の開催1回当たり17,000円(1団体当たり年3回を上限とします)



「手話」を表現している
ぐんまちゃん

補助金交付要綱、申請様式等は、 県ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.gunma.jp/O2/d4200336.html>

トップページ >健康・福祉 >障害児・障害者 >計画・施策等 >

群馬県手話言語条例 >(手話・要約筆記講習会開催事業補助金) >

群馬県手話・要約筆記講習会開催事業費補助金

<申請・問い合わせ先>

群馬県健康福祉部障害政策課地域生活支援係

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2638

FAX：027-224-4776

メール：shougai@pref.gunma.lg.jp